

令和7年度 例規マネジメント見直し結果

No.	区分	例規名	制定年月日	所管部署	「大府市条例等整備指針」に基づく規定形式の適切性の確認	「例規マネジメント体制の構築」に基づく適時性の確認	対応区分	対応方針
1	条例	大府市債権管理条例	平成22年3月29日 大府市条例第1号	財務政策課	地方自治法96条1項10号の規定により、条例で定めることにより権利の放棄が可能となっているため、債権の放棄について条例で定めることは適切である。また、債権の放棄に係る規定以外の主な規定は、地方自治法・同法施行令の規定と同内容である。	一定事由がある場合に議決なしでの債権放棄を可能とする枠組み自体は合理的であり、これを見直す必要があるような支障事例も存在しない。また、滞納者情報の内部利用についても、個人情報保護法や地方税法に抵触しない範囲で行われており、ことさら条例で定める必要のある状況にはない。その他、現行条例の改正を要するような支障事例・課題を抱えている状況にないため、改正は不要と考えられる。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。ただし、より適切な債権管理のため、マニュアルや運用の改善については継続検討していくべきである。
2	条例	大府市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	平成23年3月29日 大府市条例第2号	水緑公園課	保全すべき地区、樹木又は花壇を市が指定した場合における所有者等の財産権の制約を定めるとともに、保全地区等の所有者等に係る届出義務を規定する等、必要的条例事項を含むとともに、緑の保全及び緑化の推進に関し、積極的条例事項である市の政策の基本的事項を定める内容であるため、条例で定めることが適当である。	本条例に基づき「第6次大府市総合計画」の緑花分野について「大府市緑の基本計画」を定めるとともに、保存地区、樹木又は花壇の指定、緑化木の信託等、この条例に基づく事業が常に行われており、本市の緑化政策の根幹を成している。市町村ごとに類似する条例の有無はもとより、内容も大きく異なっているため、他と比較することはできないが、現時点での所管課の事務に照らして改正すべき点はないため、改正は不要とする。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
3	条例	大府市防災会議条例	昭和45年9月1日 大府市条例第83号	危機管理課	災害対策基本法第16条第6項の規定により、市町村防災会議の組織及び所掌事務は条例で定めることとされているため、条例で定めることは適切である。	防災会議は毎年開催され、地域防災計画の見直しを行っている。組織についても定数通りの委員を任命しており、条例に基づく事務に支障はないため、改正は不要とする。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
4	規則	大府市公有地の拡大の推進に関する法律に基づく申出の面積の下限を定める規則	平成24年3月30日 大府市規則第7号	建設総務課	公有地の拡大の推進に関する法律施行令4条において、「市の規則で、区域を限り、100平方メートル(防災再開発促進地区の区域内にあつては、50平方メートル)以上200平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる」旨規定されているため、規則で定めることは適切である。	公有地の拡大の推進に関する法律施行令4条において、「当該地域及びその周辺の地域における土地取引等の状況に照らし、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため特に必要があると認められるとき」に、政令(200㎡)とは異なる規模を規則で定めることができること、現状100㎡で支障となる事例がないこと、愛知県内では、愛知県及び県下の35市が、規則においてこの規模を100㎡と規定していること、買取希望の申し出ができる範囲を狭める積極的理由がないことから、改正は不要と考えられる。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
5	消防本部 規程	大府市消防職員服務規程	昭和45年9月1日 大府市消防本部規程第5号	消防総務課	消防本部の職員に係る服務に関する事項を定めており、内部的な管理運営事項について指揮監督するために定める規程で定めていることは適切である。	消防職員は、その職務の性質が市民の生命・身体・財産に直接関わるため、他職種の職員以上に厳格な服務を定める必要がある。類似した内容を有する自治体も少数ながら見られるため、昔何らかの参考文案があったものと推測されるが今となっては不明である。現在の消防職員の服務の実態と相違する内容や特に追記すべき内容は見られないため改正は不要とする。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
6	告示	騒音に係る環境基準の地域の類型について	平成24年3月30日 大府市告示第41号	環境課	環境基本法第16条の規定により、騒音に係る基準の類型を当てはめる地域であって市に属するものについては、その地域が属する市の長が基準を定めるとされており、国及び愛知県についても騒音に係る環境基準については告示で定めているため、告示とすることは適切である。	騒音に係る環境基準の地域の類型については、愛知県及び近隣市町と同様の内容となっており、現在も告示に従った事務を行っている。法令改正や近隣状況の変化がみられないため、改正は不要とする。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。
7	告示	悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について	平成24年3月30日 大府市告示第44号	環境課	悪臭防止法第6条の規定により、市の区域内の地域については、市が規制地域の指定をし、及び規制基準を定めるときは公示しなければならないとされているため、告示とすることは適切である。	悪臭に係る市の規制区域の指定及び規制基準の設定については、愛知県及び近隣市町と同様の内容となっており、現在も告示に従った事務を行っている。法令改正や近隣状況の変化がみられないため、改正は不要とする。	改正不要	規定方式及び内容の適時性について問題なし。